

放課後児童クラブ運営基準点検集計表(集計)

		市 計	町村 計	全県 集計
1 総則に関するもの				
Q1	対象児童について			
(1)	小1～3	514クラブ	119クラブ	633クラブ
(2)	小4～6	312クラブ	103クラブ	415クラブ
(3)	公立小学校以外の児童	122クラブ	9クラブ	131クラブ
(4)	他市町村から通学している児童	81クラブ	13クラブ	94クラブ
(5)	保護者の疾病等	425クラブ	71クラブ	496クラブ
(6)	保護者以外の同居人が在宅	408クラブ	86クラブ	494クラブ
(7)	生活環境や発達状況等から必要	381クラブ	73クラブ	454クラブ
Q2	必要面積			
(1)	児童が生活するスペースの広さ(m ²)	99.54m ²	107.20m ²	103.37m ²
(2)	児童数	47.20人	41.66人	44.43人
(3)	1人当たり面積((1)/(2))	2.11m ²	2.57m ²	2.34m ²
Q3	職員配置			
(1)	常時指導員数	3.43人	3.09人	3.26人
(2)	児童数に伴う指導員の増員	398クラブ	88クラブ	486クラブ
Q4	定員			
(1)	定員の有無	410クラブ	78クラブ	488クラブ
(2)	定員数(有と回答した場合のみ回答)	45.27人	39.83人	42.55人
(3)	定員の弾力化の有無(有と回答した場合のみ回答)	291クラブ	52クラブ	343クラブ
Q5	適正規模			
(1)	グループ活動を行う場合の適正規模についての定めの有無	11クラブ	5クラブ	16クラブ
(2)	グループ活動を行う場合の適正規模の人数(有と回答した場合のみ回答)	16.38人	9.13人	12.75人
Q6	開放日			
(1)	平日	514クラブ	119クラブ	633クラブ
(2)	土曜	423クラブ	103クラブ	526クラブ
(3)	夏休/冬休/春休	514クラブ	119クラブ	633クラブ
(4)	学校休業日	499クラブ	104クラブ	603クラブ
Q7	開放時間			
(1)	平日の開所時間	11:34	12:07	11:51
(2)	平日の終了時間	18:25	18:25	18:25
(3)	土曜の開所時間	8:14	8:00	8:07
(4)	土曜の終了時間	17:14	17:03	17:08
(5)	夏休/冬休/春休の開所時間	8:08	7:55	8:02
(6)	夏休/冬休/春休の開所時間	18:25	18:25	18:25
Q8	保育料			
(1)	最高額	8347.7円	9167.7円	8757.4円
(2)	最低額	4242.9円	5869.2円	5056.1円
(3)	減免の有無	442クラブ	103クラブ	545クラブ
Q9	設置形態			
(1)	公設公営	257クラブ	48クラブ	305クラブ
(2)	公設民営	199クラブ	32クラブ	231クラブ
(3)	民設民営	58クラブ	39クラブ	97クラブ
Q10	運営主体			
(1)	公立	239クラブ	47クラブ	286クラブ
(2)	社会福祉協議会	84クラブ	1クラブ	85クラブ
(3)	社会福祉事業団	11クラブ	0クラブ	11クラブ
(4)	福祉公社	18クラブ	0クラブ	18クラブ
(5)	保護者会・父母会	75クラブ	55クラブ	130クラブ
(6)	NPO法人	60クラブ	2クラブ	62クラブ
(7)	運営委員会	12クラブ	8クラブ	20クラブ
(8)	社会福祉法人	10クラブ	6クラブ	16クラブ
(9)	学校法人	2クラブ	0クラブ	2クラブ
(10)	その他	3クラブ	0クラブ	3クラブ

集計について
 計欄において、単位が「クラブ」となっている項目については、その項目に該当すると回答したクラブ総数。
 単位がその他のもの(m²、人、円、：(時間))は、その項目に該当するクラブの回答内容の平均値。(ただし、Q49,Q56は除く。Q49,Q56は総人数)

市 計	町村 計	全県 集計
--------	---------	----------

2 入室に関するもの

Q11	募集案内			
	(1) 広報紙	484クラブ	85クラブ	569クラブ
	(2) ホームページ	284クラブ	19クラブ	303クラブ
	(3) 就学説明会	258クラブ	65クラブ	323クラブ
Q12	入室の手続き			
	(1) 入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	496クラブ	111クラブ	607クラブ
	(2) 公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	302クラブ	44クラブ	346クラブ
	(3) 申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブを行っている。	467クラブ	106クラブ	573クラブ
Q13	入室要件			
	(1) 保護者が就労している(就労予定を含む)	511クラブ	115クラブ	626クラブ
	(2) 療養中又は産前産後期間である	485クラブ	89クラブ	574クラブ
	(3) 就労の準備のため学校に通っている	469クラブ	87クラブ	556クラブ
	(4) 介護を要する家族がいる	483クラブ	91クラブ	574クラブ
	(5) その他保護者に係る事情により、子どもの保育ができない場合に入室が認められる場合	487クラブ	96クラブ	583クラブ
	(6) 祖父母等の同居を理由に非該当としていない	436クラブ	88クラブ	524クラブ
Q14	就労の条件			
	(1) 放課後から午後5時までの間に就労している	385クラブ	55クラブ	440クラブ
	(2) 夜間勤務等により、放課後から午後6時までの間に子どもの保育をしている場合も含めている	259クラブ	50クラブ	309クラブ
Q15	入室の決定			
	(1) 入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	250クラブ	41クラブ	291クラブ
	(2) 審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	176クラブ	16クラブ	192クラブ
	(3) 審査会等の記録は、公表の対象としている	82クラブ	0クラブ	82クラブ
	(4) 入室可否の結果は、余裕をもって通知している	418クラブ	60クラブ	478クラブ
	(5) 入室期間は、1年間としている	369クラブ	68クラブ	437クラブ
	(6) 随時途中入所ができるようにしている	497クラブ	111クラブ	608クラブ
Q16	入室説明会			
	(1) 児童登室日前に保護者説明会を行っている	424クラブ	100クラブ	524クラブ
	(2) 説明にあたり、重要事項等を記載した説明書(入室のしおりなど)を配布している	462クラブ	114クラブ	576クラブ
	(3) 児童表の記入を保護者に依頼している	455クラブ	96クラブ	551クラブ

市 計	町村 計	全県 集計
--------	---------	----------

3 施設に関するもの

Q17	玄関			
(1)	雨天時等の出入りに支障のないようにひさしが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	415クラブ	107クラブ	522クラブ
(2)	玄関灯が設置されている	458クラブ	111クラブ	569クラブ
(3)	適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	226クラブ	51クラブ	277クラブ
(4)	出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	390クラブ	88クラブ	478クラブ
(5)	児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	441クラブ	112クラブ	553クラブ
(6)	玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所が設けられている	336クラブ	102クラブ	438クラブ
Q18	クラブ室			
(1)	児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	336クラブ	76クラブ	412クラブ
(2)	指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	421クラブ	88クラブ	509クラブ
(3)	ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	352クラブ	96クラブ	448クラブ
(4)	ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	338クラブ	96クラブ	434クラブ
(5)	日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	498クラブ	111クラブ	609クラブ
(6)	照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	258クラブ	45クラブ	303クラブ
(7)	部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	385クラブ	88クラブ	473クラブ
(8)	換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	473クラブ	88クラブ	561クラブ
(9)	床は、フローリング又は畳敷きとなっている	496クラブ	108クラブ	604クラブ
(10)	十分な採光、日照、通風が得られるようになっている	474クラブ	110クラブ	584クラブ
Q19	休憩室			
	休憩室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	253クラブ	54クラブ	307クラブ
Q20	台所			
	厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	440クラブ	108クラブ	548クラブ
Q21	洗面所			
(1)	水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	390クラブ	97クラブ	487クラブ
(2)	洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	436クラブ	107クラブ	543クラブ
Q22	トイレ			
(1)	児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	344クラブ	85クラブ	429クラブ
(2)	換気のための窓や設備が設置されている	500クラブ	116クラブ	616クラブ
Q23	事務室			
	職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	214クラブ	47クラブ	261クラブ
Q24	屋外の遊び場			
	屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替えも可)	497クラブ	110クラブ	607クラブ
Q25	その他の施設			
(1)	窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	414クラブ	101クラブ	515クラブ
(2)	非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	432クラブ	99クラブ	531クラブ
(3)	障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	142クラブ	32クラブ	174クラブ
(4)	温水シャワーの設備が設けられている	73クラブ	12クラブ	85クラブ
(5)	消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	482クラブ	108クラブ	590クラブ
(6)	防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	395クラブ	84クラブ	479クラブ

		市 計	町村 計	全県 集計
Q26	必要性や使用目的に応じた設備の有無			
(1)	座卓	465クラブ	98クラブ	563クラブ
(2)	事務机及びいす	466クラブ	106クラブ	572クラブ
(3)	指導員用ロッカー	434クラブ	85クラブ	519クラブ
(4)	冷蔵庫	510クラブ	118クラブ	628クラブ
(5)	食器戸棚	473クラブ	114クラブ	587クラブ
(6)	洗濯機	271クラブ	84クラブ	355クラブ
(7)	物干し竿	127クラブ	53クラブ	180クラブ
(8)	掃除機	485クラブ	112クラブ	597クラブ
(9)	本棚	490クラブ	116クラブ	606クラブ
(10)	電話・FAX	510クラブ	116クラブ	626クラブ
(11)	コピー機・印刷機	244クラブ	69クラブ	313クラブ
(12)	消火器	489クラブ	111クラブ	600クラブ
(13)	ラジカセ	426クラブ	85クラブ	511クラブ
(14)	電子レンジ	325クラブ	96クラブ	421クラブ
(15)	布団	381クラブ	94クラブ	475クラブ
(16)	湯沸器	457クラブ	107クラブ	564クラブ
(17)	倉庫・物置	378クラブ	101クラブ	479クラブ
(18)	テレビ・ラジオ	377クラブ	81クラブ	458クラブ
(19)	下駄箱	497クラブ	116クラブ	613クラブ
(20)	児童用ロッカー	501クラブ	111クラブ	612クラブ
(21)	傘立て	484クラブ	114クラブ	598クラブ
(22)	ハンドマイク	148クラブ	40クラブ	188クラブ
(23)	救急箱	503クラブ	117クラブ	620クラブ
(24)	壁掛け時計	498クラブ	118クラブ	616クラブ
(25)	キャビネット	303クラブ	74クラブ	377クラブ
(26)	郵便ポスト	372クラブ	78クラブ	450クラブ
(27)	設備の転倒防止策	179クラブ	44クラブ	223クラブ
(28)	カーテン、建具などの防災処理	241クラブ	58クラブ	299クラブ
Q27	消防			
(1)	消防計画を策定し、避難訓練を実施している	213クラブ	57クラブ	270クラブ
(2)	必要に応じて、防火管理者研修を受講している	191クラブ	41クラブ	232クラブ
(3)	消火器等の消防設備は、いつでも使える状態になっている	425クラブ	102クラブ	527クラブ
(4)	防災のための管理日誌を設けている	59クラブ	16クラブ	75クラブ
Q28	防犯			
(1)	防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	320クラブ	84クラブ	404クラブ
(2)	地域の警察との連携を密にしている	158クラブ	42クラブ	200クラブ
(3)	防犯のための管理日誌を設けている	37クラブ	12クラブ	49クラブ
Q29	火災保険等			
	火災保険に加入している	406クラブ	85クラブ	491クラブ

市 計	町村 計	全県 集計
--------	---------	----------

4 放課後児童指導員に関するもの

Q30	指導員の職務			
(1)	子どもたちの保育(外遊び、室内遊び、製作など)	514クラブ	118クラブ	632クラブ
(2)	職員会議	443クラブ	111クラブ	554クラブ
(3)	出欠席簿、保育日誌の作成	512クラブ	118クラブ	630クラブ
(4)	月1回以上のおたよりの発行、連絡帳等の記載	369クラブ	103クラブ	472クラブ
(5)	年間計画、月間計画、勤務予定表の作成	472クラブ	115クラブ	587クラブ
(6)	計画に基づく保育結果のとりまとめ	282クラブ	85クラブ	367クラブ
(7)	おやつ準備(手づくりおやつなど)	446クラブ	110クラブ	556クラブ
(8)	諸経費(消耗品、給食材料費、備品等の買い出しを含む)の管理	388クラブ	113クラブ	501クラブ
(9)	保護者会での保育報告や相談	396クラブ	100クラブ	496クラブ
(10)	学校や家庭への必要に応じた連絡	512クラブ	118クラブ	630クラブ
(11)	施設、設備、備品の管理と環境整備	495クラブ	111クラブ	606クラブ
(12)	子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究	465クラブ	110クラブ	575クラブ
(13)	学習会、研修会への参加	493クラブ	111クラブ	604クラブ
(14)	地域への対応、行政との連絡調整	386クラブ	96クラブ	482クラブ
Q31	指導員の体制			
(1)	指導員勤務規程を策定している	372クラブ	85クラブ	457クラブ
(2)	指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置している	476クラブ	79クラブ	555クラブ
	複数配置している場合は、常勤職員の人数	2.58人	1.71人	2.14人
(3)	常勤指導員を補助する立場から、それ以外の雇用形態の指導員を配置している	355クラブ	82クラブ	437クラブ
	複数配置している場合は、補助的職員の人数	1.82人	2.39人	2.11人
Q32	常勤・選任指導員の資格			
(1)	保育士	412クラブ	70クラブ	482クラブ
(2)	小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	421クラブ	70クラブ	491クラブ
(3)	児童指導員	192クラブ	21クラブ	213クラブ
(4)	母子指導員	138クラブ	8クラブ	146クラブ
(5)	その他	230クラブ	28クラブ	258クラブ
Q33	非常勤指導員の資格			
(1)	子育て経験者	298クラブ	68クラブ	366クラブ
(2)	学生(保育士、小学校・幼稚園教諭取得予定者など)	264クラブ	50クラブ	314クラブ
(3)	その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能な者	295クラブ	57クラブ	352クラブ
(4)	その他	183クラブ	42クラブ	225クラブ
Q34	健康診断			
(1)	指導員は、年1回健康診断を受けている	504クラブ	106クラブ	610クラブ
(2)	手づくりおやつなどの調理を行う指導員は、月1回程度の検便(細菌検査)を行っている	112クラブ	41クラブ	153クラブ

市	町村	全県
計	計	集計

5 事業の管理・運営に関するもの

Q35	登室時の対応				
	(1)	なるべく小学校からクラブまではグループで登室するよう指導している	373クラブ	91クラブ	464クラブ
	(2)	1年生の児童については、1学期当初は指導員が学校まで迎えに行っている	300クラブ	103クラブ	403クラブ
Q36	降室時の対応				
	(1)	保護者が迎えに来ることを原則としている	427クラブ	113クラブ	540クラブ
	(2)	指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	494クラブ	116クラブ	610クラブ
	(3)	児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	476クラブ	92クラブ	568クラブ
Q37	出欠の対応				
	(1)	出席簿を使用している	512クラブ	117クラブ	629クラブ
	(2)	欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	510クラブ	118クラブ	628クラブ
	(3)	いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	446クラブ	107クラブ	553クラブ
Q38	児童の健康管理				
	(1)	子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	511クラブ	117クラブ	628クラブ
	(2)	必要最低限の医薬品や医療器が備えられている(体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	513クラブ	119クラブ	632クラブ
Q39	おやつ・昼食の対応				
	(1)	栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	397クラブ	101クラブ	498クラブ
	(2)	昼食の対応については、保護者と協議の上決めていく	208クラブ	54クラブ	262クラブ
	(3)	季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	395クラブ	106クラブ	501クラブ
	(4)	アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	431クラブ	103クラブ	534クラブ
Q40	事故やけがへの対応				
	(1)	応急処置などの対応を速やかに行っている	511クラブ	115クラブ	626クラブ
	(2)	保護者に連絡を取り、保護者の判断又は同意を得て対応している	496クラブ	118クラブ	614クラブ
	(3)	保護者との連絡が取れない場合、クラブでの対応を想定している	452クラブ	116クラブ	568クラブ
	(4)	市町村担当課は、事故報告を義務づけ、連携した対応を行っている	457クラブ	66クラブ	523クラブ
Q41	障害保険				
		児童の傷害保険等に加入している	512クラブ	116クラブ	628クラブ
Q42	運営方針				
		運営方針が定められている	358クラブ	100クラブ	458クラブ
Q43	事業計画				
	(1)	年間目標、大きな行事予定、開設日等を記載した年間計画を作成している	402クラブ	104クラブ	506クラブ
	(2)	月間目標、行事予定、勤務体制、職員会議等を記載した月間計画が作成している	349クラブ	88クラブ	437クラブ
	(3)	月間計画の中で保護者にも伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知している	390クラブ	103クラブ	493クラブ
Q44	具体的な活動内容				
	(1)	季節ごとの行事を行っている	452クラブ	116クラブ	568クラブ
	(2)	地域の伝統行事を行っている	127クラブ	40クラブ	167クラブ
	(3)	子どもたちが今興味をもっている遊びを活動に取り入れている	462クラブ	104クラブ	566クラブ
	(4)	異世代間交流に配慮している	161クラブ	55クラブ	216クラブ
	(5)	異年齢交流に配慮している	383クラブ	95クラブ	478クラブ
Q45	クラブだより・連絡帳				
	(1)	クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	338クラブ	94クラブ	432クラブ
	(2)	連絡帳を活用している	291クラブ	45クラブ	336クラブ
Q46	保護者の事業参画				
	(1)	事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	298クラブ	76クラブ	374クラブ
	(2)	保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	379クラブ	84クラブ	463クラブ
	(3)	保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	382クラブ	88クラブ	470クラブ

市 計	町村 計	全県 集計
--------	---------	----------

6 障害児の入室に関するもの

Q47	受け入れの対象となる障害児			
(1)	障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	303クラブ	43クラブ	346クラブ
(2)	他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	409クラブ	70クラブ	479クラブ
(3)	事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	423クラブ	63クラブ	486クラブ
Q48	入室の判定			
(1)	入室判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	379クラブ	64クラブ	443クラブ
(2)	児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	218クラブ	37クラブ	255クラブ
(3)	入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	347クラブ	62クラブ	409クラブ
(4)	入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している	318クラブ	54クラブ	372クラブ
Q49	障害担当指導員の資格			
(1)	保育士	111人	35人	146人
(2)	小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	135人	35人	170人
(3)	児童指導員、母子指導員	14人	6人	20人
(4)	その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	3人	6人	9人
(5)	その他	60人	13人	73人
Q50	関係機関との連携			
	保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	282クラブ	54クラブ	336クラブ

7 緊急時の対応に関するもの

Q51	事故・事件			
	登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている。	246クラブ	46クラブ	292クラブ

8 学校・地域との関わりに関するもの

Q52	学校、地域等との連携			
(1)	学校との連携に努めている	495クラブ	115クラブ	610クラブ
(2)	地域との連携に努めている	268クラブ	75クラブ	343クラブ
(3)	関係機関との連携に努めている	346クラブ	99クラブ	445クラブ
Q53	地域住民への施設開放			
	クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	53クラブ	18クラブ	71クラブ

9 苦情処理に関するもの

Q54	苦情処理			
(1)	苦情受付担当者が決められている	158クラブ	45クラブ	203クラブ
(2)	第三者委員が選任されている	38クラブ	13クラブ	51クラブ
(3)	苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	23クラブ	16クラブ	39クラブ

10 指導員の研修に関するもの

Q55	研修の周知等			
(1)	市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	502クラブ	108クラブ	610クラブ
(2)	研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	315クラブ	91クラブ	406クラブ
Q56	研修の出席状況			
(1)	県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	748人	193人	941人
(2)	市町村主催研修の参加者数	1210人	101人	1311人
(3)	県連協主催研修の参加者数	617人	157人	774人

11 自己点検に関するもの

Q57	自己点検			
(1)	日常点検表等により、毎日の点検を行っている	214クラブ	67クラブ	281クラブ
(2)	施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	145クラブ	31クラブ	176クラブ
(3)	放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	76クラブ	30クラブ	106クラブ